

平成25年4月1日
函館税関業務部

関係各位

記載事項漏れなどの不備のある原産地証明書の取扱いについて
(お知らせ)

平素より税関行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、本日午後税関ホームページにおいて下記資料を掲載
しますので、お知らせいたします。
今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 記載漏れなどの不備のある原産地証明書の取扱いの検討について

【問い合わせ先】

函館税関業務部原産地調査官

電話：0138-40-4256